

「電算処理に係る事務処理の自己点検」の概要

令和元年 7 月 2 日

情報システム課 作成

1 実施目的

昨今、処理誤りや誤送付といった事案が相次いでいる中で、処理精度の向上
処理誤りの未然防止及び再発防止を図るためには、現行の事務処理手順を再点
検し、そこに潜む課題を解決することが必要となります。

本点検は、「人手を介した事務処理は、人為的なミスを招く可能性が高い」と
の共通認識のもと、電算処理に係るすべての事務処理を点検対象として、現行の
処理手順における課題を発見するとともに、システムを活用することで事故の未
然防止策を講じるために実施するものです。

2 自己点検の対象

令和元年 7 月 1 日時点において住民基本台帳等を基礎情報として電算処理
を行っている事務処理が対象となります。

※ 2 2 課 3 7 業務を対象に、本年 6 月 1 9 日付け関係各課等へ依頼済

3 自己点検の流れ

- (1) 関係各課等において、すべての電算処理に係る事務処理を抽出
- (2) (1) で抽出した事務をフローチャートにあてはめて自己点検を行うとと
もに、その結果を「自己点検票」に記載し情報システム課へ提出
- (3) 「自己点検票」をもとにヒアリングを実施し処理内容、処理件数及び処理
頻度などを総合的に判断して改修内容及び対応方針（優先順位）を検討

4 対応方針の分類

事務処理内容などを総合的に判断し、次の 3 つに分類し対応を進めます。

- (1) 早期に対応するもの
- (2) 年度内に対応するもの
- (3) 基幹系システム最適化の仕様とするもの

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 自己点検期間 | 令和元年6月19日(水)から
7月5日(金)まで |
| (2) ヒアリング | 7月8日(月)から
7月19日(金)まで |
| (3) 対応方針の検討等 | 7月8日(月)から
7月31日(火)まで |
| (4) 事業者からの見積書提出期限 | 8月中旬 |
| (5) 見積書を踏まえた対応の決定 | 8月末 |
| (6) 改修作業が必要な場合の対応 | 12月補正又は予算の執行残により対応 |